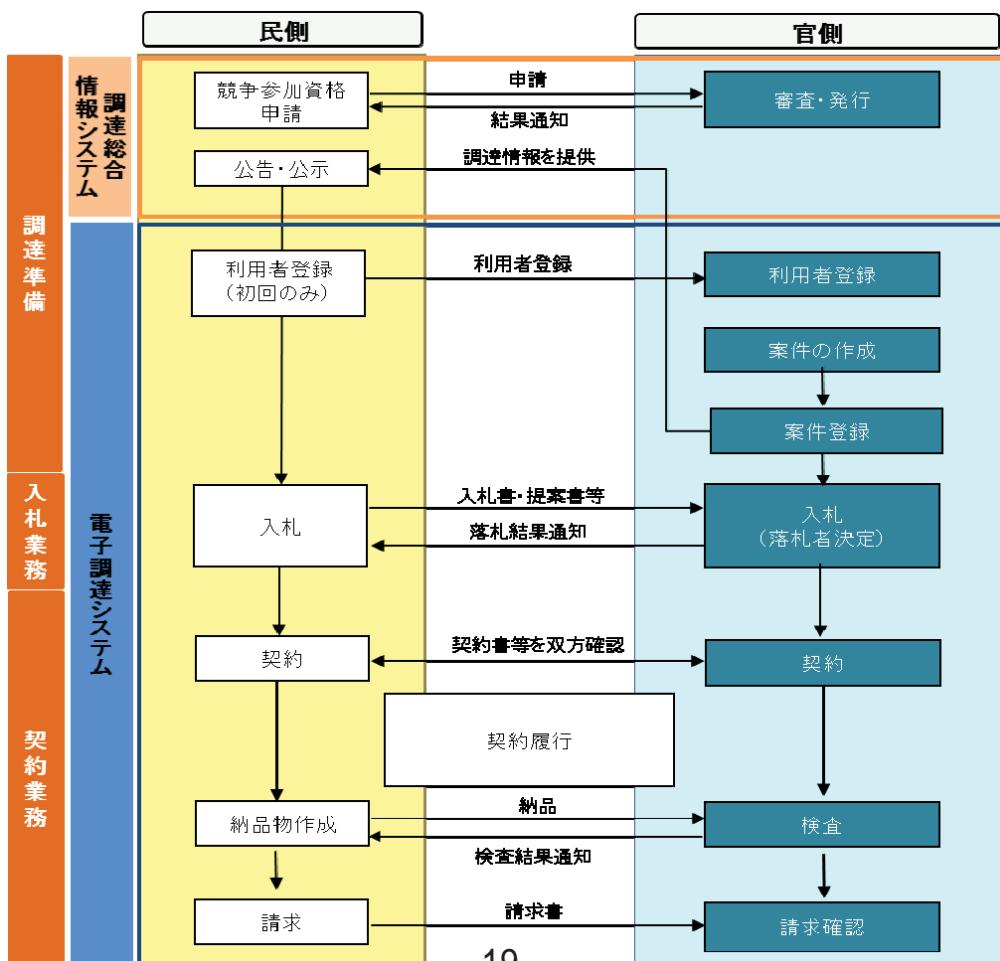


調達総合情報システム及び電子調達システムについて

平成 29 年 5 月
総務省
情報流通行政局

1. 調達業務の主な流れとシステムの範囲

1



2-1. 調達総合情報システム(全省庁統一資格審査)の経緯

【背景・経緯】

平成10年12月：内閣総理大臣直轄の「バーチャル・エージェンシー（省庁連携タスクフォース）」が発足。

情報通信など縦割りの省庁の仕組みでは対応できない問題について、既存の省庁の枠組みにとらわれない新たな推進体制を整備するために発足。

※プロジェクト⇒自動車保有関係手続ワンストップサービス、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化、行政事務のペーパーレス化、教育の情報化

平成11年12月：「資格審査事務の統一的実施に係る具体的運用についての申合せ」を各省庁で合意。

平成11年12月：「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（高度情報通信社会推進本部決定）

平成13年 1月：競争契約参加資格審査・名簿作成の統一（～現在）。

「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）【抜粋】

II. 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化

1. 目的・目標

現在、紙ベースで行われている政府調達の諸手続を電子化することにより、企業の負担軽減と行政事務の簡素化・効率化を図る。

このため、この「II. 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化」（以下、IIにおいて「行動計画」という。）に基づき、全省庁において、物品等の調達手続の電子化に取り組み、調達情報提供の充実、調達手続の簡素化・統一化を推進する。

2. 実施対象機関

行動計画の対象となる機関は、国の行政機関（地方支分部局等を含む）及び内閣に置かれる機関（以下、IIにおいて「各省庁」という。）とする。また、衆議院等については、行動計画への参加について招請していく。

3. 具体的な方策と課題、スケジュール

- (1) 調達情報提供の充実及び提供情報への簡易なアクセス
- (2) 競争契約参加資格審査・名簿作成の統一
- (3) 入札・開札、契約の電子化
- (4) 中小企業への配慮

4. 推進体制

行動計画の推進・実現に向けた体制として「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議（仮称）」を設置する。上記3.(2)①の「取りまとめ省庁」は、郵政省とする。

【競争契約参加資格審査・名簿作成の具体的な方策】

- 資格審査申請はいずれの省庁においても受け付けることとする。
- 各省庁で受け付けた申請書に係る審査等のデータ処理事務は、取りまとめ省庁で行うこととする。
- 資格は全省庁有効のものとし、原則としてその有効期間は3年間とする。
- 資格審査基準については統一基準とする。

【取りまとめ省庁の主な事務】

- (平成11年12月 資格審査事務の統一的実施に係る具体的運用についての申合せ)
- 競争契約参加者の資格に関する官報公示事務
- 資格審査システムによる審査等事務
- 委託事務（申請書写の受領、申請書データ変換・入力、資格決定通知出力・発送等）に係る契約事務
- 委託管理事務
- 資格審査システム維持管理事務

2-2. 調達総合情報システムの運用

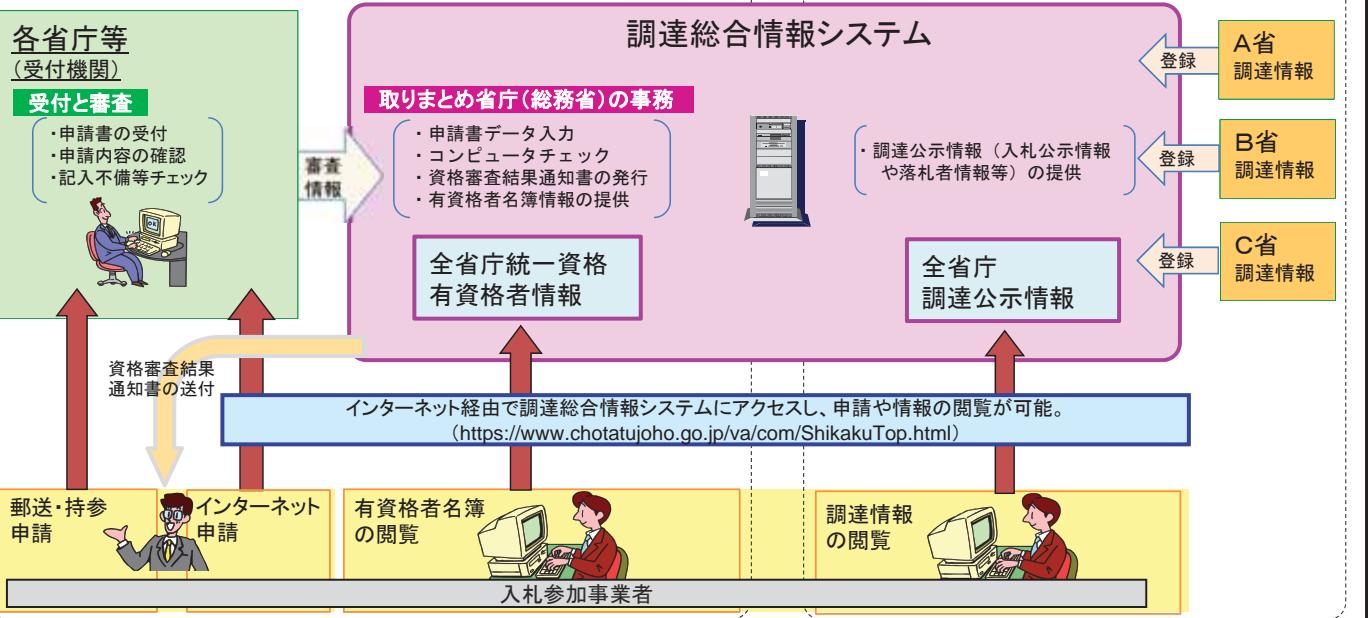
調達総合情報システムとは

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、全省庁における「競争契約参加資格審査・名簿作成の統一」、「調達情報の一元的な提供」を実施するための情報システムであり、平成13年度から運用を開始。

システムの概要

競争契約参加資格審査・名簿作成の統一 (政府統一基準による「物品・役務等」の資格審査)

調達情報の一元的な提供



3-1. 電子調達システムの開発経緯

平成11年12月28日：「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（高度情報通信社会推進本部決定）

- 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化
 1. 目的・目標～2. 実施対象機関
(略)
 3. 具体的な方策等
 - (1) 調達情報提供の充実及び提供情報への簡易なアクセス
 - (2) 競争契約参加資格審査・名簿作成の統一
 - (3) 入札・開札・契約の電子化

平成20年12月25日：「電子政府推進計画」一部改定（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

- 物品調達業務については担当府省を総務省とし、役務・物品等の調達に係る国の内部手続を原則電子化し、事務処理の迅速化・化・合理化を図ることとする。なお、システム化の対象が物品に限らないことから、業務・システム名を「調達業務」に改める。

平成21年8月28日：「調達業務の業務・システム最適化計画」策定（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

- 各府省等は、個々に整備・運用している物品・役務の入札・開札業務に係る既存電子入札システムを廃止し、原則として2012年度末（平成24年度末）までに、システムを集中的に管理運用する電子調達システムへ順次移行する。

平成22年8月6日：「旅費業務等の抜本的効率化について」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議申合せ）

- 内部管理業務の効率化のため、旅費等の府省に共通する業務システムの整備に関し、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、「政府共通プラットフォーム」の活用を前提として検討を進めること。

平成23年7月15日：「調達業務の業務・システム最適化計画」改定（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

- 政府共通プラットフォームの活用を前提とし、可能な限り効率化を図る。
- 各府省等は、個々に整備・運用している物品・役務の入札・開札業務に係る既存電子入札システムを廃止し、原則として2015年度末（平成27年度末）までに、システムを集中的に管理運用する電子調達システムへ順次移行する。

平成26年3月3日：電子調達システムの運用開始

- 各府省は、電子調達システムの利用を開始（～現在）

3-2. 電子調達システムの運用

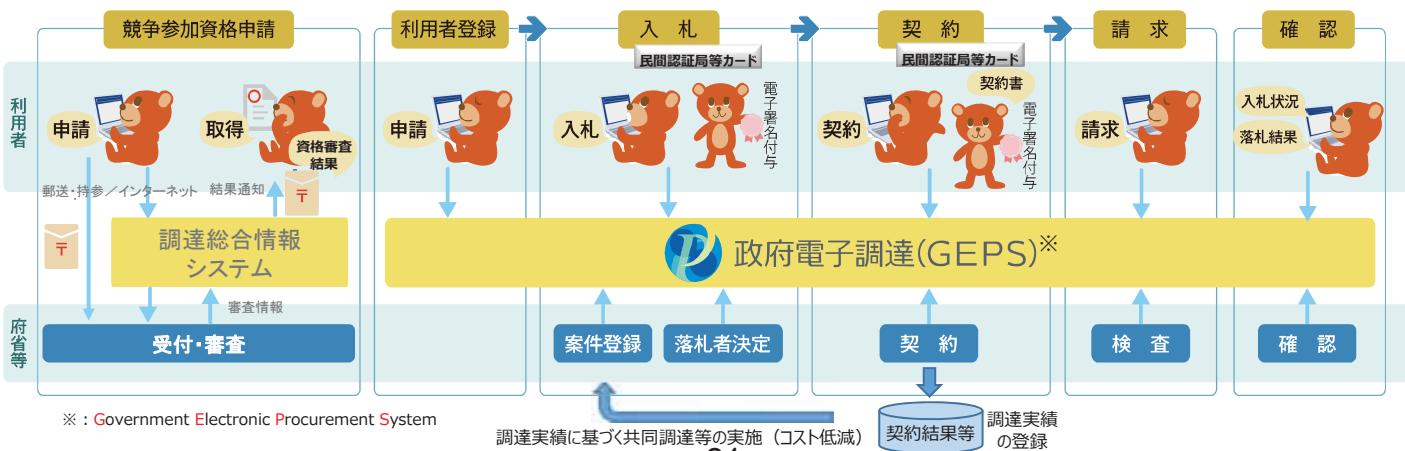
電子調達システムとは

「電子調達システム」とは、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、政府が行う物品・役務等に係る一連の調達手続をインターネット経由で行える府省共通の情報システムである。

取組の現状

- マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けて、システム基盤及びデータ配置の最適化等について検討を実施し、平成28年度に報告書として取りまとめ（報告書の内容は平成29年度のシステム整備の仕様に反映）。
- 調達関連情報のオープンデータ化に向けて、ポータルサイトに必要な仕様要件の検討及び技術的実証を実施し、平成28年度に仕様要件を確定（仕様要件は平成29年度のシステム整備の仕様に反映）。
- 各府省が消耗品等に関する調達実績を参照できる電子カタログ機能を開発し、提供（各府省は平成28年度調達分から順次利用可能）。

政府調達手続の流れと電子調達システム



4. 今後の課題・取組事項

- 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の推進・実現に向けた今後の課題・取組事項は次のとおり。

<目標>

- 政府調達に関し、入札参加資格審査から契約までの事務を一貫して電子化し、対面・書面によらない応札・契約を原則とするとともに、公共調達市場における事業者の参加機会を拡充・柔軟化し、入札参加コストの軽減と調達コストを低減。
- 入札資格情報や調達情報の共有や利活用（オープンデータ化など）を推進することにより、調達業務に係る事務量の総量を低減するとともに、より一層の公正性・透明性を確保。

<課題・取組事項>

- マイナンバーカードや電子委任状等に対応し、政府調達に関する入札参加資格審査からの一貫した電子化を可能とするシステム基盤の整備に着手する。
- 電子調達システムによる入札資格情報や調達情報について、法人番号及びAPIを活用した調達情報等のオープンデータ化を積極的に推進する。
- 電子調達システムの事業者関連情報について、事業者データの識別・連携IDとしての法人番号の利用や、契約書等の帳票・公表情報への法人番号併記の検討を進める。
- 各府省は、電子調達システムに蓄積される他府省における契約結果等や電子カタログの価格情報を参考にする等により、契約に係る仕様等の見直しや共同調達等の一層の推進等を行い、調達コストの低減に努める。

(参考) 各府省との推進体制 - 政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議 -

7

1. 推進体制

「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の推進・実現を図るために、「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議」を設置し、各府省と調整・協議等を実施。

現在は、各府省の実務担当者がメンバーである「システム設計WG」を中心に調整・検討を進めている。

（参考）「政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議の設置について」（平成12年3月17日各省庁申合せ。最終改正：平成28年4月1日）
「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 会議体の構成

- 連絡会議（親会）
 - ・政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の推進・実現を図るための各府省官房長等（局長級）による会議
- 幹事会
 - ・連絡会議の下、各府省の会計課長等をメンバーとする会議
- 専門部会
 - ・関係府省の課長補佐クラスによる会議
 - ・調達手続の電子化の実現に向けた具体的検討を行う。
- システム設計WG
 - ・各府省の実務担当者（係長クラス）による会議
 - ・システムの設計・開発に係る仕様要件、機能・性能、運用等に関する調整・検討を行う。

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議

議長：内閣官房副長官補
副議長：総務省政策統括官（情報通信担当）
構成員：各府省官房長等

幹事会

議長：総務省政策統括官（情報通信担当）
構成員：各府省会計課長等

専門部会

構成員：関係府省の課長補佐クラス

システム設計WG

構成員：各府省担当課等の実務担当者（係長クラス）